



澁川市 地域おこし協力隊まちづくり共創指針

令和6年2月
澁川市総合戦略部
政策戦略課

目次

1	はじめに	1
2	地域おこし協力隊とは	2
3	渋川市が隊員を募集する目的	6
4	地域おこし協力隊を委嘱するにあたっての役割	7
5	募集・受入れに向けた心構えと確認	8
6	隊員受入れ手順	9
7	渋川市における地域おこし協力隊	13

【添付資料】

・	渋川市地域おこし協力隊設置要綱	15
---	-----------------	----

1 はじめに

本市では、市外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域の活性化を促進するため、「渋川市地域おこし協力隊設置要綱（平成30年4月1日施行）」を制定し、地域おこし協力隊員（以下、「隊員」という。）を委嘱しています。現在までに5人の隊員を委嘱しました。

委嘱された隊員は、移住者の視点で新しい感性や刺激を地域に持ち込み、地域活性化のために精力的に活動を行っています。

一方で、地域おこし協力隊の制度を運用し始めてから5年が経過し、地域おこし協力隊の任期が終了し、地域に定着し、新たな分野で活動している方や任期の終了を控えている方などがいます。

総務省の資料によると、令和4年度の隊員数は6,447名で、任期終了後も隊員の約65%が引き続き同じ地域に定住しています。しかし、約35%の隊員が任期終了後に転出していることから、任期終了後の地域への定着が大きな課題となります。

この指針は、渋川市における隊員の募集から受入体制などをまとめたものです。行政内部で地域おこし協力隊の意義や狙いを共有するとともに、総務省が作成している「地域おこし協力隊の受入に関する手引き（第4版）」及び「地域おこし協力隊員募集・受入ハンドブック（令和5年3月）」とあわせて活用するものとします。



【市長と隊員との座談会】

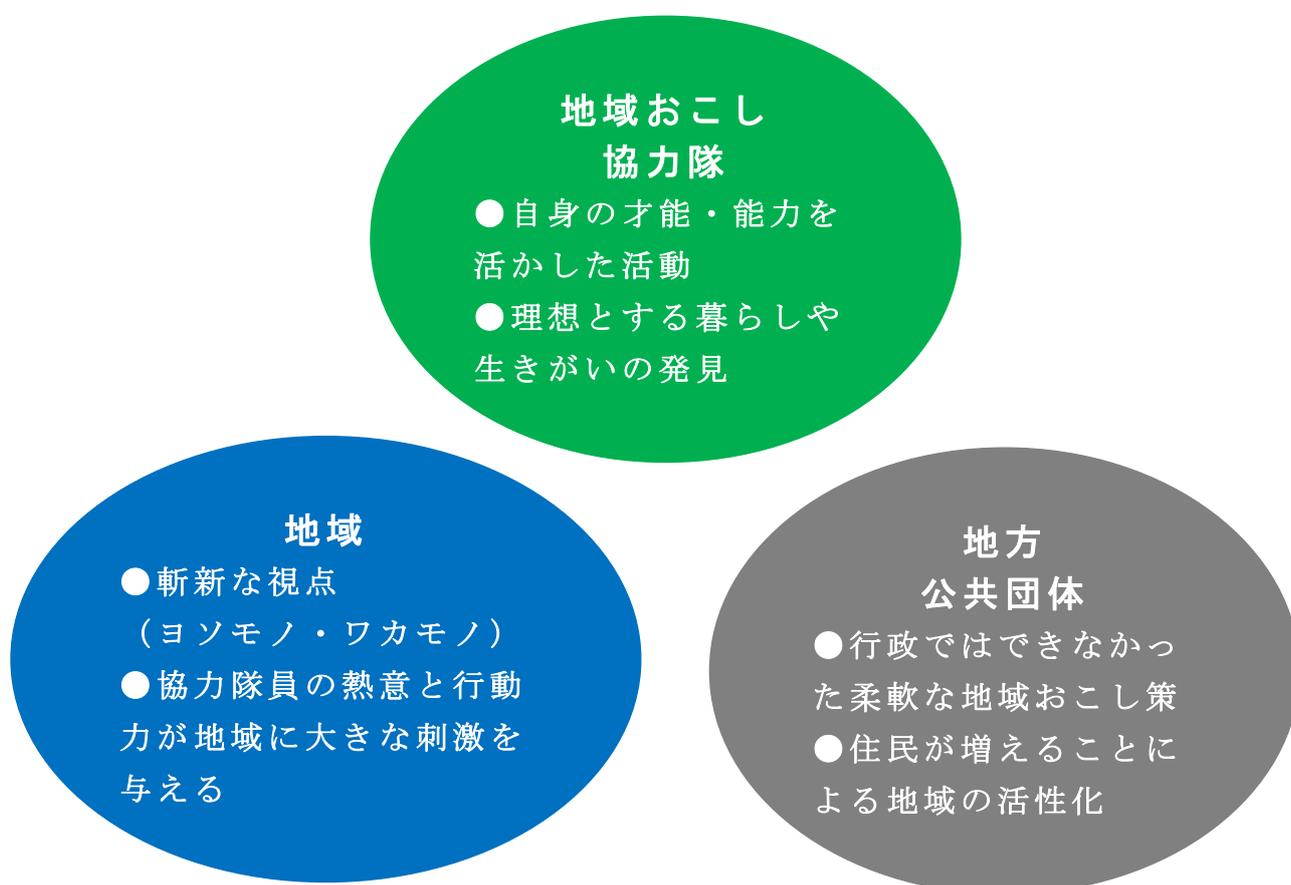
2 地域おこし協力隊とは

(地域おこし協力隊員募集・受入ハンドブック令和5年3月(総務省)) 一部抜粋

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上3年以下です。

【地域おこし協力隊導入の効果】

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



(1) 制度概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- 実施主体 地方公共団体
- 活動期間 概ね1年以上3年以下
- 総務省の支援 特別交付税措置（隊員一人あたり520万円上限等）

（２） 自治体に対する特別交付税措置（令和6年4月～）

ア 隊員の募集・受入れ

経 費	金 額
隊員の募集等に要する経費	300万円/1団体上限
「おためし地域おこし協力隊」に要する経費	100万円/1団体上限
「地域おこし協力隊インターン」に要する経費	
・インターンのプログラム作成等に要する経費	100万円/1団体上限
・インターン参加者の活動に要する経費	1.2万円/1人・1日を上限

イ 隊員の活動期間中

経 費	金 額
隊員の活動に要する経費	520万円/隊員1人を上限
・報償費等（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大420万円まで支給可能。その場合も活動に要する経費は520万円が上限）	320万円
・その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）	200万円
隊員の日々のサポートに要する経費	200万円/1団体を上限

ウ 隊員の任期終了後

経 費	金 額
隊員等の起業・事業継承に要する経費（任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象）	100万円/隊員1人を上限
任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費	措置率0.5

（３） 予算の確保

隊員の募集・受入に係る各種費用は、特別交付税措置であるため、通常の予算と同様の予算編成により、予算を確保することが必要となりま

す。

地域おこし協力隊の予算は、任期前の募集・受入れに係る経費、任期中の報償費・活動費、任期中及び任期後の起業・事業化や定住に係る経費の大きく3つに区分されます。

(4) 雇用形態

ア 会計年度任用職員

地域おこし協力隊の雇用形態は、地方自治体が一般職の会計年度任用職員として隊員を雇用することができます。

会計年度任用職員として任用した場合、隊員は、地方公務員法に基づき、公務員の立場として活動することになります。厚生年金などの社会保険は、自治体と隊員で折半となります。

フルタイムの会計年度任用職員として任用した場合でも、任命権者の許可があれば「営利企業への従事」（起業を含む副業）が可能です。

本市においては、会計年度任用職員として隊員を雇用する場合、「渋川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正が必要になります。

イ 個人事業主

市との雇用関係はありませんので、健康保険料、国民年金等は隊員負担となります。

(ア) 委託型

隊員になる方が、すでに個人で事業をしており地域おこし協力隊としての業務への専従が難しいなど、雇用契約を結べない特段の事情がある場合には、地方自治体と業務委託契約を締結することもあります。

この場合、着任に先立って成果物を定め、契約書・仕様書を交わすなど通常の業務委託契約としての適切なプロセスを経る必要があります。また、業務時間や場所の指定、仕事の進め方に関する指示などができないため、隊員との情報共有や協働に著しい支障をきたす可能性があることに十分に配慮が必要です。

本市においては、空き家の利活用等で雇用している隊員がいます。

(イ) その他

市が実施要領を定め、実施要領に基づき隊員が活動した対価として、報償を支払います。

本市においては、渋川こけし人形会で活動している隊員がいます。

ウ 他団体での雇用

隊員を他団体が雇用し、地方自治体が他団体へ補助金として隊員の活動に要する経費を支出します。

他団体との情報共有、隊員との情報共有、隊員が活動しやすい環境の整備の配慮が必要です。

本市においては、これまでに渋川伊香保温泉観光協会及び渋川地区物産振興協会が隊員を雇用しています。

(5) おためし地域おこし協力隊及び地域おこし協力隊インターン

自治体としては自分たちの地域に必要な人材を探すため、また、隊員を志す人としては、実際の活動や生活をイメージするための制度として、本採用する前に短期的に受け入れる制度があります。

	おためし地域おこし協力隊	地域おこし協力隊インターン
期 間	主に2泊3日	2週間～3ヶ月
移住条件	なし	なし
活動内容(例)	・行政、受け入れ地域等関係者との顔合わせ ・地域の案内、交流会 ・地域協力活動の実地体験 等	・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事
財政措置 (特別交付税措置)	・実施経費：1団体あたり100万円上限	・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限 ・インターンの参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限

3 渋川市が地域おこし協力隊を募集する目的

地域づくり及び地域活性化

渋川市が地域おこし協力隊を募集する目的は、地域づくり及び地域活性化を図るためです。

まちづくりや地域づくりは、地域おこし協力隊だけでなく、市民、団体、事業者、行政など多様な主体が関わりながら共に創っていくことにより、魅力あるものになります。隊員は公的な役割を持つ一方で、移住者及び生活者としての顔も持っています。地域の中で、地域おこし協力隊が、行政ではできない行政の枠を超えた活動をするのが期待されています。

行政が隊員とともに、実現したい地域づくりの目標を描き、協働により一つ一つ地域の課題解決に取り組み地域づくりを進めていくことにより、地域活性化が図れます。

また、隊員が地域でスムーズに活動できるように行政と地域とがサポートし、隊員が任期終了後も引き続きその地域に定住・定着することが、継続して地域の活性化を推進していくことにつながります。

「ヨソモノ」×「ワカモノ」×「バカモノ」＝地域おこし協力隊

ヨソモノ・ワカモノ・バカモノを併せ持つ地域おこし協力隊を活用することで、地域の価値を見つめ直し、固定観念にとらわれず、斬新な発想で地域活性化を推進することが期待できます。

ヨソモノ：外（他の地域）から来た人。外部の視点で客観的に地域を分析することができ、価値を判断できる人。地元の人が気付かなかった魅力の発見につながります。

ワカモノ：従来と異なる価値観と、斬新な新しい未来志向のアイデアを持ち、前向きで積極的に取り組む行動力のある人。しがらみや慣習にとらわれることなく、新しい地域づくり活動が生まれることにつながります。

バカモノ：常識や旧来の価値観にとらわれない発想力と行動力がある人。また、地域づくりに熱意と信念をもって打ち込める人。熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えることにつながります。

4 地域おこし協力隊を委嘱するにあたっての役割

内 容	政策戦略課	担当課
地域及び団体等の課題・ニーズの把握	◎	○
庁内での合意形成	◎	○
募集要項の作成		◎
募集広報	○	◎
選考	○	◎
委嘱及び記者会見	◎	○
身分証明書の発行	◎	
隊員との連絡調整		◎
全体調整	◎	



【隊員の活動】



【隊員の作品】



【委嘱式】



【隊員と上三原田の歌舞伎舞台】

5 募集・受入れに向けた心構えと確認

総務省が「地域おこし協力隊の受入に関する手引き（第4版）」において、隊員の募集・受入にあたってのチェックリストを作成しています。詳細は、「地域おこし協力隊の受入に関する手引き（第4版）」を参照してください。

【ステージ1】地域おこし協力隊募集前		チェック欄
隊員の受入準備にあたって	①行政内部で地域おこし協力隊の意義や狙いが十分共有できていますか？	
	②受入れ地域は地域おこし協力隊の趣旨・目的を十分理解していますか？	
	③受入れ自治体と受入地域の連携体制は十分に協議できていますか？	
	④受入れ地域の主体性や当事者意識は十分ありますか？	
	⑤隊員の任期終了後（定住するかどうかなど）について、受入れ自治体と受入れ地域とで認識を共有できていますか？	
【ステージ2】地域おこし協力隊募集・採用時		チェック欄
隊員の募集にあたって	①隊員の活動内容をイメージできていますか？	
	②受入れたい人物像を描けていますか？	
	③受入れ人数など活動体制を十分に検討されていますか？	
	④活動エリアの範囲は明確ですか？	
	⑤隊員の生活設計に配慮した活動体制を検討されていますか？	
	⑥隊員の活動に要する経費について、十分に検討されていますか？	
	⑦隊員に対するサポート体制は検討されていますか？	
	⑧隊員の住居など、生活・活動環境は十分に整っていますか？	
	⑨隊員として採用する人材の適性を判断する方法を十分に検討していますか？	
隊員の着任にあたって	①行政の仕組みや予算について、十分に説明機会を作っていますか？	

隊員の着任にあたって	②着任した隊員の経歴や希望と活動ニーズとの調整は行っていますか？	
	③受入れ自治体をはじめとした関係主体と隊員との定期的な情報交換の仕組みは作られていますか？	
【ステージ3】地域おこし協力隊活動開始～任期中		チェック欄
関係者間の認識の共有について	①行政内部で改めて地域おこし協力隊の意義や狙い、活動内容など十分共有できていますか？	
	②受入れ地域による地域おこし協力隊の趣旨・目的への理解は十分進みましたか？	
	③受入れ地域の主体性や当事者意識は醸成されていますか？	
	④受入れ自治体と受入れ地域のコミュニケーションは十分にとれていますか？	
	⑤受入れ地域と隊員の連携状況について、把握やフォローなどを行っていますか？	
隊員の活動について	①隊員は孤立していませんか？	
	②隊員の活動内容を具体的に把握できていますか？	
	③隊員の活動内容は、当初の想定とうまく関連づいていますか？	
	④受入れた隊員は、当初想定していた人物像とうまく適合していますか？	
	⑤隊員の活動内容や方向性に合わせた活動エリアを設定できていますか？	
隊員の活動サポートについて	①活動開始時のガイダンスは実施しましたか？	
	②研修や交流の機会は確保できていますか？	
	③隊員が活動や日常生活について相談できる体制は整っていますか？	
	④隊員の活動に要する経費などは十分確保されていますか？	
	⑤隊員は、受入れ地域から日常生活のサポートを十分得られていますか？	
隊員将来的な展望について	①隊員の任期終了後の地域支援の方策について、受入れ地域とともに検討していますか？	
	②隊員の定住意向（就業・就農・起業等）が実現できるような活動体制になっていますか？	

6 隊員受入れ手順

総務省が「地域おこし協力隊員募集・受入れハンドブック（令和5年3月）」において、「地域おこし協力隊の募集・受入れのプロセスとポイント」を示していますので、合わせて参照してください。本市独自の手順を下記のとおり示します。

（1） 隊員の受け入れ体制づくり

地域おこし協力隊員のサポート体制づくり

ポイント① 地域の想いを共有し、持続させていくためのサポート体制を構築する

ポイント② 中間支援組織など外部主体と連携する

ポイント③ サポートチームとしての意思統一や役割分担の明確化を行う

【地域おこし協力隊員募集・受入れハンドブック（令和5年3月）】

（2） 地域及び団体等の課題・ニーズの把握

- 地域及び団体等の課題・ニーズを把握するために聞き取りを行う場合は、隊員の受入を前提とせず、「地域及び団体等の課題は何か」という点を掘り下げて確認する必要があります。
- 隊員を受け入れることが、地域及び団体等の課題の解決に全てつながる訳ではありません。隊員とともに実現したい地域づくりの目標をあらかじめ描いておくことが重要です。

地域の課題・ニーズの把握

ポイント① 隊員の受入れを前提としない

ポイント② 隊員とともに実現したい地域づくりの目標を描く

ポイント③ 「地域おこし協力隊」を導入することの必要性や妥当性を地域で合意する

ポイント④ これまでの隊員の活動を振り返り、募集のヒントにすることも有効

【地域おこし協力隊員募集・受入れハンドブック（令和5年3月）】

（3） 募集要項の作成

- 募集要項の作成にあたり、目標とする地域及び団体等の姿、隊員を受け入れる目的並びに隊員に期待する役割を募集要項に記載することで、隊員の活動がしやすくなります。
- 隊員を受け入れることになった背景や経緯などを整理し、募集要項に記載することで、隊員のモチベーションの向上につながります。

募集案件の組成

- ポイント① 隊員を受け入れる目的や隊員に期待する役割を関係者間で合意する
- ポイント② 活動内容や求める仕事を具体的に検討する
- ポイント③ 活動場所（活動範囲や活動拠点）を設定する。
- ポイント④ 活動内容に合わせた人物像を設定する
- ポイント⑤ 雇用形態や生活環境を検討する
- ポイント⑥ 地域の「想い」も含めて、募集要項に落とし込む

【地域おこし協力隊員募集・受入れハンドブック（令和5年3月）】

（４） 庁内での合意形成

- 地域及び団体等の課題・ニーズを把握した後、地域おこし協力隊の委嘱が必要かどうかを政策戦略会議及び庁議等で協議する必要があります。

また、前隊員が勤務していた同じ勤務場所で継続して、新たに隊員を雇用する場合は、前隊員の活動の成果や反省点などの総括を行い、同じ勤務場所で継続して隊員を雇用することが適正かどうか協議・確認する必要があります。

- 庁内での合意形成が図れた後、地域おこし協力隊の予算要求を行ってください。

1回目	地域おこし協力隊を委嘱して行う「地域づくり」及び「地域の活性化」の方向性を出し、市長及び副市長へ説明します。
2回目	地域及び団体等の課題・ニーズを把握した後、地域おこし協力隊を活用した地域づくり等が必要か検討を行うため、政策戦略会議等で協議を行います。
3回目	担当課で募集内容を検討し、募集要項を作成後、募集要項の確認のため、政策戦略会議等で協議を行います。 政策戦略会議等での協議を経て、募集要項の起案（市長決裁）を作成してください。その際、政策戦略課に合議してください。

（５） 募集及び記者会見

- 全国で多くの自治体が地域おこし協力隊を募集する中、魅力的な募集要項の作成及び効果的な情報発信を行うことが重要です。さらに渋川市で地域おこし協力隊を志す人に届くメッセージを作成すると、より効果的です。

また、募集にあたっては、記者会見を行うとともに、様々な手段

を組合せながら情報発信を行う必要があります。情報発信の手段として、次の手段が想定されます。

- ・（一社）移住・交流推進機構（J O I N）ホームページ
- ・群馬県地域おこし協力隊ポータルサイト「ツナグンマ」ホームページ
- ・渋川市公式ホームページ
- ・X（旧 T w i t t e r）（#地域おこし協力隊、#渋川市など） など

- 地域おこし協力隊を希望する方からの問合せへの対応については、十分な配慮や丁寧な対応を行うとともに、応募がなかった場合の対応についても、あらかじめ検討してください。

募集活動

ポイント① 募集の戦略と体制づくり

ポイント② 応募者が着任後の生活や仕事を具体的にイメージできるようにする

ポイント③ 各種メディアを効果的に活用する

【地域おこし協力隊員募集・受入れハンドブック（令和5年3月）】

（6）書類審査及び面接による選考

- 第1次選考として、書類選考を履歴書及び作文（意気込み）により行ってください。
- 第2次選考として、面接を行ってください。面接を行うにあたり、審査点数表を作成し、公平な審査を心がけてください。なお、第2次選考を行うにあたり、副市長、政策戦略課及び関係所属での審査委員の審査に加えて、他団体で受け入れる場合は、受入団体関係者にも選考に加わってもらってください。
- 選考にあたり、本人の地域おこし協力隊への意気込みや熱意、行政が求めている人材か確認してください。

任用決定

ポイント① 業務内容や求める人物像に沿った独自の審査方法・審査基準を設定する

ポイント② 着任後の活動やサポート方法を見据えて審査し、任用を決定する

ポイント③ 着任までの間に、必要な準備を行う

【地域おこし協力隊員募集・受入れハンドブック（令和5年3月）】

（7）委嘱及び記者会見

- 記者会見が隊員のお披露目の場となります。地域おこし協力隊としてのデビューとなりますので、華やかな記者会見となるよう配慮してください。

7 渋川市における地域おこし協力隊

【令和6年1月1日現在】

No.	氏名(ふりがな)	委嘱日	雇用形態	任期(設置要綱第4条関係)	業務概要	任期終了後	担当課
1	福田 崇人 (ふくだ たかひと)	H30.6.1	<p>■(一社)渋川伊香保温泉観光協会が嘱託職員として雇用(H30.6.1～R1.7.20)</p> <p>【活動費の流れ】 市から観光協会へ補助金として支出し、観光協会から隊員へ支給</p> <p>■渋川地区物産振興協会がアドバイザーとして委託契約(R1.7.21～R3.3.31)</p> <p>【活動費の流れ】 市から物産振へ補助金として支出し、物産振から委託料として隊員へ支給</p>	H30.6.1～H31.3.31(第4条第1項) H31.4.1～R2.3.31(第4条第1項) R2.4.1～R3.3.31(第4条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等による渋川市の魅力発信 ・(一社)渋川伊香保温泉観光協会(日本版DMO)が行う観光振興業務 ・各種行事や地域おこしに係る積極的な支援 ・地域の観光資源の発掘と活用方法の提案 	(公財)渋川市まちづくり財団に就職	観光課
2	長沼 未希 (ながぬま みき)	R1.8.1	<p>■渋川地区物産振興協会がアドバイザーとして委託契約</p> <p>【活動費の流れ】 市から物産振へ補助金として支出し、物産振から委託料として隊員へ支給</p>	R1.8.1～R2.3.31(第4条第1項) R2.4.1～R3.3.31(第4条第1項) R3.4.1～R4.3.31(第4条第1項) R4.4.1～R4.7.31(第4条第1項) R4.8.1～R5.3.31(第4条第2項) R5.4.1～R6.3.31(第4条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等による渋川市の魅力発信 ・各種行事や地域おこしに係る積極的な支援 ・市や、観光関係機関に対する地域の特産品や観光資源の発掘と活用方法の提案等 ・渋川北群馬DMOの活動支援 	NPO法人マチイロでの活動及び個人事業主として開業予定	観光課
3	大野 雄哉 (おおの ゆうや)	R1.9.2	<p>■渋川こけし人形会で活動</p> <p>【活動費の流れ】 市から隊員へ報償として支給</p>	R1.9.2～R2.3.31(第4条第1項) R2.4.1～R3.3.31(第4条第1項) R3.4.1～R4.3.31(第4条第1項) R4.4.1～R4.9.1(第4条第1項) R4.9.2～R5.3.31(第4条第2項) R5.4.1～R6.3.31(第4条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・創作こけし製作に係る技術及び知識の習得 ・創業に必要な知識の習得 ・創作こけし産業関係者との交流及び連携 ・インターネットを活用した創作こけしの魅力発信 ・地域行事等への参加 	創作こけし作家として市内で独立開業予定	商工振興課
4	阪口 壮汰 (さかぐち そうた)	R2.4.1	<p>■渋川こけし人形会で活動</p> <p>【活動費の流れ】 市から隊員へ報償として支給</p>	R2.4.1～R3.3.31(第4条第1項) R3.4.1～R4.3.31(第4条第1項) R4.4.1～R5.3.31(第4条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ・創作こけし製作に係る技術及び知識の習得 ・創業に必要な知識の習得 ・創作こけし産業関係者との交流及び連携 ・インターネットを活用した創作こけしの魅力発信 ・地域行事等への参加 	創作こけし作家として市内で独立開業	商工振興課
5	星野 隼人 (ほしの はやと)	R3.12.27	<p>■市が隊員と委託契約を締結</p> <p>【活動費の流れ】 市から隊員へ委託料として支給</p>	R3.12.27～R4.3.31(第4条第1項) R4.4.1～R5.3.31(第4条第1項) R5.4.1～R6.3.31(第4条第1項) R6.4.1～R6.12.26(第4条第1項)【予定】 ※第4条第2項該当者	<ul style="list-style-type: none"> ・活用可能な空き家の掘り起こしと整理 ・空き家所有者に対する空き家賃貸借の啓発活動 ・空き家所有者と移住希望者とのマッチング ・リフォーム及びリノベーションに関するアドバイス ・魅力ある空き家情報の発信 ・その他、目的達成に資する活動 		市民協働推進課

渋川市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢化が進む本市において、市外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、渋川市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(地域おこし活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動（以下「地域おこし活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域づくりに関する活動及び地域住民等との交流に関する活動
- (2) 地域資源及び特産品の発掘及び販売促進に関する活動
- (3) 地域の情報収集及び情報発信に関する活動
- (4) その他地域の活性化のために市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に生活の拠点を移し、委嘱後、速やかに住民票を異動させることができる者
- (2) 普通自動車運転免許を有する者
- (3) 心身が健康で、過疎地域活性化に意欲と行動力があり、地域住民と積極的なコミュニケーションが図れる者

(任期)

第4条 隊員の任期は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。ただし、年度途中で委嘱された場合は当該年度の3月31日までを任期とする。

2 前項の規定について、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から3年度までに任用された者に限る。）が、3年を超えて地域おこし活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、活動期間を2年を上限として延長し、

最長5年とすることができることとする。

3 任期を延長する場合には、1年ごとに期間を延長するものとする。

(市の支援)

第5条 市長は、地域おこし活動が円滑に実施できるように、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 隊員の活動に関する総合調整

(2) 住民及び関係者への周知

(3) 地域おこし活動終了後の起業・定住支援

(4) その他市長が必要と認める事項

(協働団体)

第6条 市長は、本市に拠点を置く法人又は団体との協働等により地域おこし活動を指導し、支援することができる。

(隊員の就業等)

第7条 隊員は、地域おこし活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。

(地域おこし活動に関する経費)

第8条 市長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支出するものとする。

(日誌及び報告書)

第9条 隊員は、地域おこし活動の状況について、地域おこし活動報告書(様式第1号)を作成し、市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第10条 隊員は、地域おこし活動に従事するときは、市が定めた身分証明書(様式第2号)を常に携帯し、住民その他関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 隊員は、その職を退いたときは、身分証明書を直ちに市長に返還しなけ

ればならない。

(解嘱)

第11条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、隊員の委嘱期間中であっても解嘱することができる。

(1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は協力活動を怠ったと認められるとき。

(2) 心身の故障のため、隊員としての活動が継続できないと認められたとき。

(3) 自己の都合により、退任の申出があったとき。

(4) 隊員としてふさわしくない行動が認められたとき。

(5) その他市長が不適格と認めたとき。

(守秘義務)

第12条 隊員は、協力活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 隊員に関する庶務は、隊員の協力活動に係る事務を所管する課等において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 渋川市長

地域づくり活動報告書

渋川市地域おこし協力隊員名

協力活動報告年月	年 月分
協 力 活 動 内 容	
翌月の活動予定内容	
要 望 意 見 等	

※毎月 10 日までに提出してください。

90mm

55mm

身分証明書	
写 真 正面、脱帽にて3 か月以内に撮影し たもの	ふりがな
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
	上記の者は、渋川市地域おこし協力隊設置要綱第1条に規定する地域おこし協力隊員であることを証明する。
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
渋川市長	印

(表)

(注意事項)	
1 協力隊員は、協力活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。	
2 この身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は変更することはできない。	(裏)
3 この身分証明書を紛失し、又は汚損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。	
4 協力隊員は、退任し、又は解任されたときは、速やかに身分証明書を市長に返還しなければならない。	